平成２４年（フ）第２０号
三重県松阪市内五曲町47番地３、前住所三重県松阪市本町2204番地
破産者　久保田俊男
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第４５号
三重県四日市市南起町２番40号
破産者　株式会社水谷卯八商店
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第６６１７号
大阪市大正区三軒家西２丁目13番19号
破産者　有限会社坂井商店
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８０４号
大阪市北区天神橋１丁目19番15号
破産者　株式会社雅や
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７５８号
大阪市北区大淀南３丁目６番19号
破産者　弘和電資株式会社
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８４９号
大阪市浪速区塩草３丁目７番３号
破産者　有限会社センダ商事
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６２４号
大阪府吹田市高野台２丁目15番６号
破産者　有限会社プランニング・ジェイ
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１１６号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番９―208号、従前の住所神戸市北区鹿の子台北町６丁目８番９号
破産者　里　　義明
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１６６号
兵庫県西宮市本町１番４号
破産者　株式会社近畿コンストラクション
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５３５号
熊本市南区日吉２丁目12番32号
破産者　株式会社新日本印刷
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１６６９号
東京都八王子市横山町17番14―901号
破産者　吉田直希子（旧姓阿部・関・太刀川）
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８２２号
熊本市中央区出水７丁目42番13号
破産者　有限会社まさる設備
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１３２号
埼玉県加須市久下1755番地１アメニティー三紀Ⅲ２号室、開始決定時の住所埼玉県川越市石原町１丁目31番地25
破産者　湯沢　俊一
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１９４号
埼玉県川越市脇田新町12番地30川越マンション203号室
破産者　戸田　保雄
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１号
高知県宿毛市宇須々木25番地５
破産者　濵口　　司
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第９３号
川崎市宮前区馬絹567番地　メイハイツ301号
破産者　大武　　孝
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８３号
富山県射水市南太閤山８丁目37番地
破産者　金子石油店こと　金子　芳治
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第２５１８号
愛知県半田市中町３丁目３番地、開始決定時の住所愛知県常滑市瀬木町２丁目37番地
破産者　村田　康利
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７７４号
名古屋市守山区小幡常燈７番５号　ファミールコーポ小島202号
破産者　谷口　康弘
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部